

河内小学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

岩国市立河内小学校

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

- 1 いじめとは
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの特徴及び構造
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進
 - (2) 対応の視点
 - (3) 学校における基本姿勢
- 3 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割
 - (1) 校内研修と校内体制づくり
 - (2) 「いじめ対策組織（対策会議）」の設置
 - (3) 豊かな心を育む教育の推進
 - (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

- 1 未然防止（いじめの予防）に向けた取組
 - (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
 - (2) 学校教育活動を通じた取組
 - (3) 「いじめ対策組織」による組織的取組
 - (4) 家庭・地域との連携
- 2 早期発見（把握しにくいいじめへの対応）
 - (1) 早期発見のための3つのレベル
 - (2) 早期発見のための体制
 - (3) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
 - (4) 家庭・地域との連携
- 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
 - (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立
 - (2) 対応する上での留意点
 - (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
 - (4) 教育相談の在り方
 - (5) 保護者との連携
 - (6) 地域・関係機関との連携
- 4 重大事態への対応
 - (1) 重大事態の判断
 - (2) 重大事態への対応
 - (3) 調査委員会の設置
 - (4) 自殺の背景調査
 - (5) 再調査
 - (6) 留意すべき事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。岩国市においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

これまで、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」の第13条を受けて、本校でも、児童の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「河内小学校いじめ防止基本方針」を策定し、推進してきたところである。

この度、平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことを踏まえ、岩国市も教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目を加えて「岩国市いじめ防止基本方針」を平成30年3月に改定した。

本校においては、これら『いじめ防止のための基本的な方針』（国の方針）、『山口県いじめ防止基本方針』（県の方針）、『岩国市いじめ防止基本方針』（市の方針）を参酌した上で、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの防止・根絶に向けた対策等について、関係機関と連携し、岩国市教育基本計画にのっとり、従前から推進してきた「つながる、広がる生徒指導の推進」を基調とした市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにし、『河内小学校いじめ防止基本方針』として、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(法第2条)

○ いじめに当たるか否かの判断

表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つ。

○ いじめの認知

特定の教職員のみでなく、学校いじめ対策組織が中心となって、いじめに該当するか否かを判断する。

○ けんかやふざけ合い

見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○ 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

(2) いじめの特徴及び構造

① いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつ。

- いじめる児童といじめられる児童は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験している。暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応する。

② いじめは「四層構造」となっている。

- いじめを受けている児童からみれば、「周りではやしたてる者（観衆）」も「見て見ぬふりをする者（傍観者）」も「いじめている人」に見えるものである。いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、児童が自らの問題として捉え、正しく行動できる力が育まれるようにする。

いじめの四層構造

いじめられている者（被害者）			
いじめている者（加害者）			
周りではやしたてる者（観衆）			
見て見ぬふりをする者（傍観者）			

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 市・学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

- いじめは人権問題であるとの認識の下、人権に関する取組を進め、人間社会から差別や偏見等を一掃することが重要である。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、市・学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する。

(2) 対応の視点

- いじめは、「絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ① 未然防止【いじめの予防】
- ② 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
- ③ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
- ④ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

(3) 学校における基本姿勢

- ① いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- ② 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- ③ 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

3 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

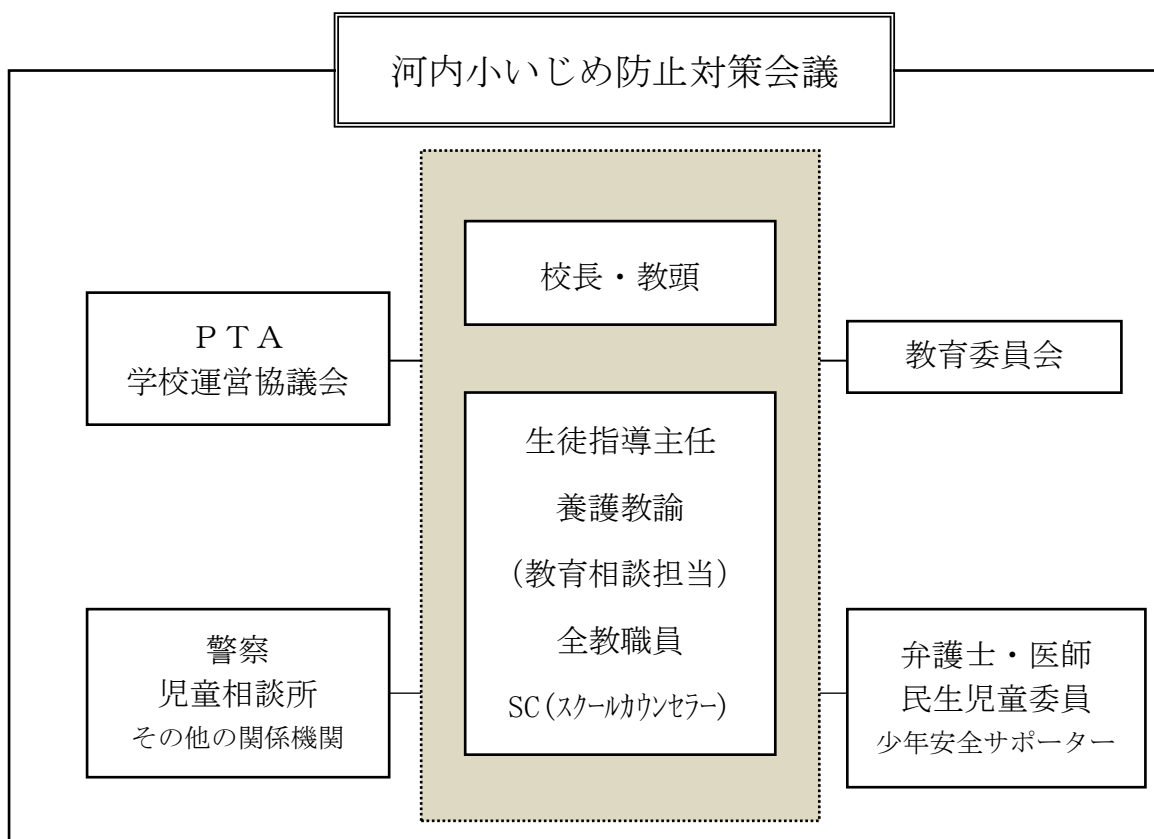
(1) 校内研修と校内体制づくり

- ① いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、いじめの正しい理解の周知・啓発、未然防止、対応等、教職員の資質の向上に向けた研修を行う。
- ② 相談窓口の周知、多様な専門家の活用、関係機関と連携した取組等、支援体制の拡充に努める。
- ③ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）に対して、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザーや少年安全サポーター、所轄警察署など関係機関等の指導・助言、相談等を得ることのできる体制づくりを行う。
- ④ 重大事態への対応など、必要に応じて調査委員会を設置することのできる体制づくりを行う。

(2) 「いじめ対策組織(対策会議)」の設置

- 名称：河内小いじめ防止対策会議
- 構成：全教職員及びスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)
必要に応じて、PTA、学校評議員、民生児童委員等を入れる。
- 設置場所：河内小学校職員室
- 対策会議：学期に1回(6月・11月・2月)、必要に応じて随時
- 役割：未然防止・早期発見・早期対応・各種取組

《河内小いじめ防止対策会議 組織図》



(3) 豊かな心を育む教育の推進

① 学校教育活動全体を通じた道徳教育の充実

道徳の時間を中心に教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る中で、思いやりの心や他人の心の痛みの分かる児童の育成を行っていく。道徳教育を行う上で留意したいことは体験的な活動や物事を多面的・多角的に見ることを重視し、単なる理解に終わることなく、子ども同士で考え、議論し、実践的な態度を身につけさせることである。いじめを見て見ぬ振りをする傍観者をつくらないようにし、いじめを許さない雰囲気や学級、学校全体に行き渡らせるために、実践的な態度、実践力を持った児童を育成していく。

② 規範意識の醸成に向けた取組

いじめが起こる要因の一つに学級・学校の規範意識の欠如が考えられる。いじめを未然に防ぐためにも児童の規範意識を醸成することはきわめて重要なことである。そのため、本校の「学校生活について」は、各学年の発達段階に応じて重点的かつ具体的な取組を行っていく。

本校では、重点目標として「あいさつ・返事・言葉遣い・敬語・身だしなみ（よりよい学校生活）＜明るい子＞」「友達さそって元気よく外遊び（心身の健康）＜元気な子＞」「自主的に活動する（自主・自律）＜考える子＞」の3点を挙げ指導を行っており、その一層の充実を図る。

また、岩国西中学校区で設定した「育ちスタンダード」「学びスタンダード」を徹底し、規範意識とともに、仲間と学び合う意識も醸成する。

③ いじめ防止根絶・強調月間の取組（毎年10月）

毎年10月を「いじめ防止根絶・強調月間」として、夏休み明け、運動会終了後のいじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

(4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

① 学級担任が子どもたちと向かい合いふれあうことができる時間を確保する。

学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。

② 多様な専門家や関係機関との連携を図る。

SCやSSW等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、児童相談所、子ども支援課、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター、警察等の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。

③ 校種間連携の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努める。具体的には岩国西中学校・杭名小学校との連携に努める。

第2 いじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）に向けた取組

（1）生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するためには、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。
- ア 教職員の資質能力の向上
 - ・いじめ問題に関する校内研修を積極的に実施する。校内研修を実施するにあたっては、県教育委員会から出されている「学校危機対応演習資料」を活用して臨場感のある研修を行う。
 - ・教職員自身が人権意識を高め、豊かな人権感覚をもつことによって、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないようにする。
- イ 児童理解の会のもち方
 - ・各学年の気になる児童についての共通理解を図るとともに、いじめの有無について話し合いを行うようにする。また、対応については、全校体制で臨む。
- ウ 教育相談体制の充実
 - ・教育相談担当教諭（養護教諭）を中心に管理職を含めた全教職員があたる。スクールカウンセラーを定期的に招いて気になる子どもたちの心理状況や改善策を協議する。（研修会・講話の実施）
- エ 児童の行動観察
 - ・授業中はもちろんのこと、給食時、昼休み中、清掃活動、放課後など、できるだけ子どもたちとのふれあいの機会や観察する時間を増やし、子どもたちの様子を把握するとともに、信頼や安心感を醸成する。
- オ 児童の心の理解
 - ・日記、生活アンケート、いじめアンケート調査、心のポスト、心のアンケート等を通して、子どもたちの心の状態を把握する。
- カ 家庭・地域社会との連携
 - ・学校だより(毎月1回)学級だより(毎月1～2回程度)を発行、また、HP等によって、学校の様子、学級の様子、子どもたちの活動の様子を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域が一体となった学校運営を行う。

（2）学校教育活動を通じた取組

- ① 児童の自治的な児童会・学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土の醸成を目指す。
 - ② 様々な体験活動を通して、思いやりの心や協調性、忍耐力などを身につけ、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。
- ア 各教科・総合的な学習の時間
- ・わかる授業を行う。学校生活の大半は授業であることから、子どもたちの「わかる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できる授業を行うことが何よりも大切である。また、子どもたちの考えや意見を授業の中で大切に扱い、授業の中で生かすことによって子どもたちの自己有用感を高めていきたい。総合的な学習の時間では、グループでの調べ学習を行う中で、自分もみんなの役に立っているという感覚を持たせる指導を展開していく。

イ 道徳

- ・命の大切さを感じさせる題材を取り扱い、自分の命も他人の命もかけがえのないものであり、大切にしていかなければならないことを感じさせる指導を行う。
- ・道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や実践的な態度を育てる。いじめは頭の中で悪いということは分かっているにもかかわらず、止めることができず傍観者になってしまうことが多い。道徳の授業の中で、体験的な学習を多く取り入れ、多面的・多角的な考えを引き出していくことによって、道徳的実践力、実行力を養っていきたい。いじめを見たときに、傍観者にならず、止める勇気を持つこと、止めることはできなくてもだれかに相談することのできる子どもを育てる。
- ・学校、学級の実態に応じた題材を取り扱い、「いじめ」問題を考えさせる。
- ・いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりしていく。

ウ 特別活動等

- ・主体的に行事を主体的に計画・運営する中で、子どもたちに有用感や協調性、創造性や忍耐力、そして法師の心を培っていく。友達と協力して自分たちが決めためあてを成し遂げることの楽しさや達成感を味わわせ、友だちの意見を大切にする心や助け合うことの素晴らしさを体感させる。
- ・縦割り班や委員会・そうじを異年齢集団で行う中で、下級生のために奉仕し、上級生に憧れる活動を仕組み、「自分はみんなから大切にされているんだ」「自分はみんなを大切にしているんだ」という自尊感情を醸成していく。

エ その他

- ・人権教育
- ・A F P Y等を取り入れた人間関係づくりの授業も定期的に行う 等

(3) 「いじめ防止対策組織」による組織的取組

- ① 本校は小規模校であるため、いじめ対策会議には全教職員が参加する。そこで、各学年から気になる児童の報告があれば、全教職員が情報を共有する。また、対応策については、担任だけでなく、校長、教頭、養護教諭も含め、全校で組織的に対応していく体制が構築されている。
- ② いじめにかかわらず、様々な問題行動に対して緊急性がある場合はすぐに会議を開き、素早い対応ができるようにしている。必要があれば、スクールカウンセラー、子ども支援課、児童相談所等の関係機関との連携を行う体制が整っている。

(4) 家庭・地域との連携

- ① いじめの問題については、学校だけでは十分把握できない部分があることから、家庭や地域との連携のもとに、協働して解決を図るようにする。そのためにも、学校を家庭・地域に開かれたものにしていく。

② 家庭・地域からいじめ等の情報が寄せられたときには、誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・日頃から、いじめの問題に対する学校としての姿勢をPTA総会や学級懇談会等、機会あるごとに示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組んでいけるようにする。

イ 地域との連携

- ・学校の様子や子どもたちの様子を『学校だより』や『学級だより』、『HP』等で家庭・地域に発信する。
- ・PTAはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、南河内地区自治会、南河内地区民生委員会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組んでいく。
- ・日頃から子ども支援課、児童相談所等の関係機関と連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

2 早期発見(把握しにくいいじめへの対応)

(1) 早期発見のための3つのレベル

○レベル1【日常的衝突としてのいじめ】

社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突(いわゆる「児童間トラブル」、軽微なものでは、「ふざけ」や「いたずら」、「ちょっかい」など、程度が重くなると「口論」や「けんか」など)の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

○レベル2【教育的課題としてのいじめ】

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった(ある)もの。

○レベル3【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

(2) 早期発見のための体制

○いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して指導を行う。

- ・学級担任だけでなく、養護教諭との連携も密にする。
- ・生徒指導主任、教育相談担当教員、事務職員、管理職等、全ての教職員がかかわる連携体制を確立して、日頃から子どもたちをきめ細かく行動観察を行う。
- ・学校評価、授業評価、生活アンケート、保護者アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを行う。生活アンケート(いじめアンケート)、心のポストについては、いじめを感じさせる内容があれば、すぐに対応する。

(3) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。

- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 業務や時程表を見直し、できるだけ子どもとふれあう時間を増やす。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケート等により、子どもの内面の変化を把握する。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して子どもが発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 平素から、子どもに寄り添い、どんな小さなことでも相談しやすい許容的な環境づくりに心掛けるとともに、気軽に声かけができるようにする。
 - ・ 1週間ごとに生活アンケート（いじめアンケート）を行い、個別の教育相談を行う。教育相談は別室等で他の子どものことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるようにする。

（４）家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるようにするとともに、相談があった場合は誠意を持って丁寧に対応する。
 - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の改善及び活性化を図る。
 - ・ 地域行事や各種の催事などに子どもの積極的な参加を促す。

保護者や地域との信頼関係を構築し、
地域ぐるみでいじめの根絶を図る

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

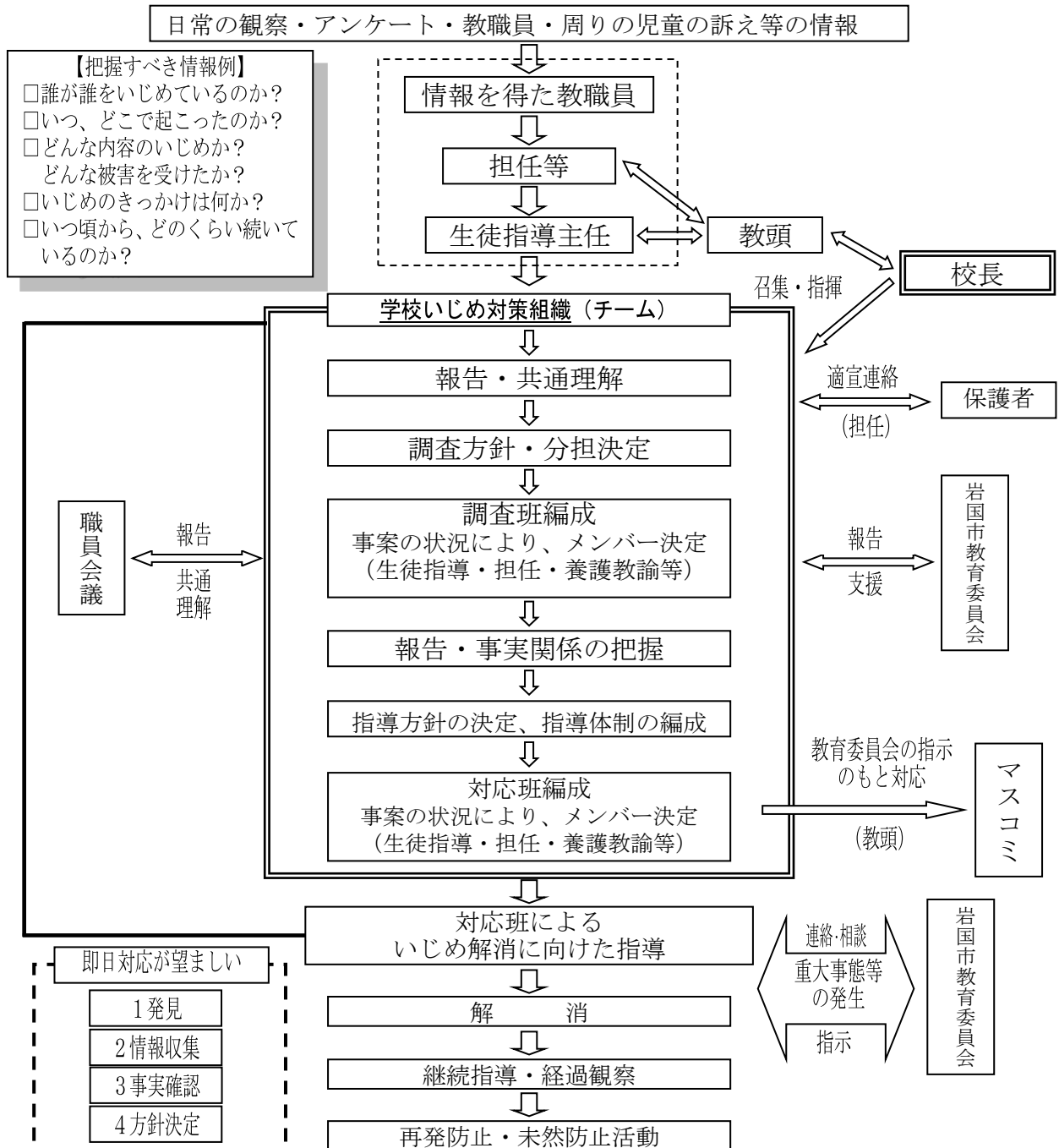
（１）管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- いじめ対策組織にＳＣやＳＳＷ等の専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。
- 必要に応じて、子ども支援課、児童相談所、警察等の外部専門家の活用も行う。
- 全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。
 - ・ 事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
 - ・ 「いじめ対策会議」を開き、協議する。本校では全教職員が参加して共通理解をする。
 - ・ いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当し、「絶対にいじめから守る」ことを約束する。
 - ・ いじめている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。対応にあたっては「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度であたる。
 - ・ 周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等）が担当する。
 - ・ いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職が誠意をもって対応する。対応にあたってはいじめの事実を隠すことなく伝え謝罪する。今後はいじめの解消に向けて全校上げて取り組んでいく

ことを約束する。

- ・ いじめている児童の保護者への対応…役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。いじめは絶対に許されない行為であること、今後いじめの解消に向けて協力して取り組んでいくことを約束してもらう。
- ・ 必要に応じてPTA等への働きかけを行う。…校長・教頭が担当する。
- ・ 市教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

【組織的対応フロー図】 ※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する



(2) 対応する上での留意点

- ① いじめられている児童への対応
 - 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていく。
- ② いじめている児童生徒への指導
 - 当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
 - いじめは、いじめられた児童だけでなく、いじめられた児童の保護者やいじめた児童の保護者にも苦痛を与えたことを痛感させる。
 - 「いじめは絶対に許さない」ということを毅然とした態度で伝え、今後は絶対に行わないことを約束させる。
- ③ 周りの児童(観衆・傍観者)への指導
 - いじめをはやし立てている児童(観衆)への指導…いじめを行っている児童と同じであることを強く認識させる。
 - いじめを見て見ぬふりをしている児童(傍観者)への指導…いじめを見たら、勇気を持って止めるか、それができなくても教職員に知らせるように働きかけていく。いじめを報告してきた児童には、その勇気と正義感をたたえるようにする。また、秘密を厳守することを約束する。
- ④ いじめのアフターケア
 - いったん「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化、陰湿化していじめが継続している場合もあるため、いじめが完全になくなるまで十分注意をしておく。いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識をもっておく。
 - 関係児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応をしていく。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ(ネットいじめ)への対応

- インターネットや携帯電話を利用したいじめについての研修会を全教職員で行うと共に、保護者対象、児童対象の講演会も実施する。(2学期の参観日等)
- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は同様である。
- いじめられている児童生徒等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 教育相談の在り方

- ① いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教育相談はきわめて重要であるとの認識のもとに、教職員の教育相談にかかる資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有す

るSCと連携した個別支援を行っていく。

- ② いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的、心理的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
 - いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
 - いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。また、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

(5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
 - ・ 特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用する。
 - ・ 解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

(6) 地域・関係機関との連携

- ① 学校と地域との連携
 - 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
 - いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ② 学校と関係機関との連携
 - いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
 - 平素から子ども支援課、児童相談所、所轄警察署と連携をとり、必要に応じて、協働して対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

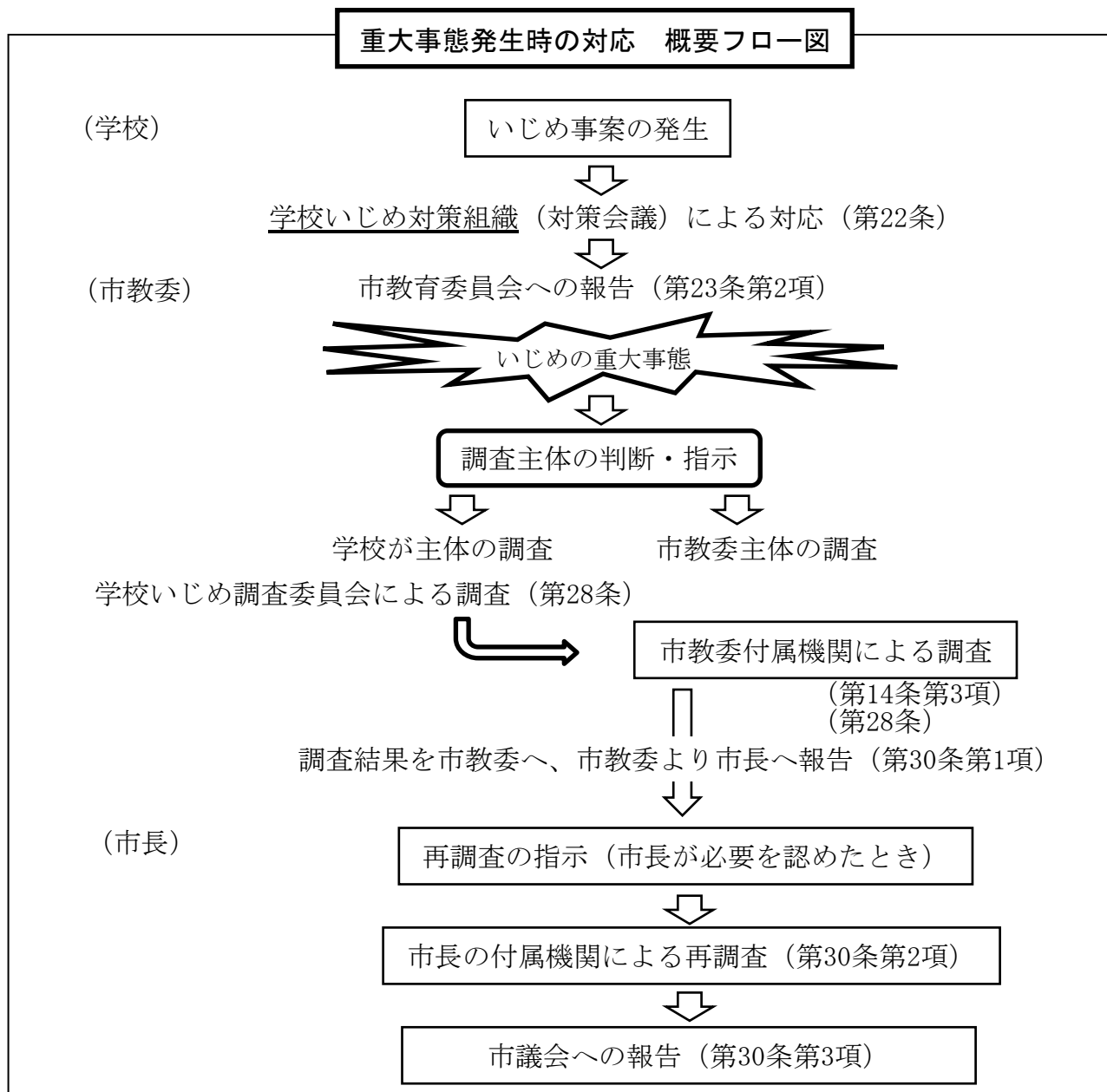
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項)

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第2項)

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- | | |
|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 児童が自殺を企図した場合・ 身体に重大な傷害を負った場合・ 金品等に重大な被害を被った場合・ 精神性の疾患を発症した場合 | などのケースが想定される。 |
|---|---------------|

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査、対応する。
- 学校は、当該事案が重大事態であると判断した時には、速やかに教育委員会に報告する。
- 児童や保護者から申し立てがあったときは、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。



(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて市長へ報告する。
- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。

- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした厳しい対応を行う。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解、協力を得ながら、教育委員会とも協議を行い、対応していく。
- 適切に関係機関との連携を図る。

(3) 調査委員会の設置

- 重大事態であると判断したときには、市教育委員会の指示のもとに直ちに調査委員会を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査委員会には、事前に県教委が委嘱しているFR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施する。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止に繋げる。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

(4) 自殺の背景調査

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- 事前に子どもの自殺等に係る研修を積んだ専門家集団（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

(5) 再調査

- 再調査は首長部局が行うが、様々な側面から協力する。

(6) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。